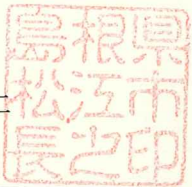


松江市告示第 63 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業所番号
社会福祉法人 島根整肢学園 江津市渡津町 1 9 2 6	多機能型事業所 サテライトいくま 松江市東生馬町 1 5 - 1	令和 7 年 3 月 31 日	児童発達支援、放課後等デイサービス	3250100181